

富山県移住相談員設置業務 仕様書

第1 委託業務の名称

富山県移住相談員設置業務

第2 委託業務の目的

富山県への移住促進と移住後の移住者のサポートを一体的に推進するため、「富山くらし・しごと支援センター富山オフィス」を設置し、定住コンシェルジュ（移住相談員）を配置する。定住コンシェルジュは、移住検討者に対し、暮らし、仕事、住まいの総合的な相談対応を行うとともに、移住後における定住支援を行うことを通じて、本県への移住者の増大を図る。

第3 委託業務の内容

1 富山くらし・しごと支援センター富山オフィスの運営

ア 設置場所 とやま自遊館（富山県富山市湊入船町9-1）

※とやま自遊館の賃料は委託費に含まれず、県にて別途手配する。

イ 営業時間 月～土 午前9時30分～午後5時

（日、祝日等に現地案内、移住セミナー等業務が発生する場合は対応すること）

ウ 人員体制 定住コンシェルジュ2名（常勤）は必ず設置すること

※なお、定住コンシェルジュに求める人物像は下記のとおりである。

- ①本県出身または居住経験があるなど、本県との縁や本県に愛着があり、本県への地域貢献を望んでいる者（地域おこし協力隊員等として移住促進業務に携わったことがある者であればなおよい）
- ②都会での生活経験があり、都会生活を通じて再認識した本県の魅力を語れる者
- ③傾聴力・包容力・理解力・表現力などの相談対応に適した能力を有し、移住希望者に親身になって対応できる者
- ④基本的なパソコン操作やSNSの活用ができる者

※富山オフィスには別事業で「求人開拓員」1名（常勤又は非常勤）を配置していることから、当該事業の受託事業者と連携をとって運営にあたること。

2 移住相談等の実施

(1) 情報発信

- ① ホームページ『くらしたい国、富山「移住・交流促進サイト」』及びSNSを利用した情報発信等
※SNS（フェイブック、インスタグラム、X、ライン等）による情報発信は、週2回程度実施すること。
 - ・富山での暮らしの魅力の情報の収集と発信
 - ・富山での移住事例の収集と発信
※先輩移住者のインタビューは、新たな記事を月1人程度掲載すること。
 - ・富山で移住・起業するための具体的な情報発信
 - ・移住者受入モデル地域などに関する定期的な情報発信
- ② 移住希望者からの相談に対応するための就職や住宅情報、子育て環境、医療・福祉制度等に関する情報収集・情報発信
- ③ SNSによる情報発信力の強化に関すること
 - ・必要に応じて県等が主催するデジタルマーケティングなど情報発信に資する研修等を受講すること。

(2) 移住（希望）者のケア

- ① 富山県に新たに移住した方（U J I ターン者）の発掘と面談
- ② 県内で開催される移住関連イベントへの参加（県外実施も含む）
- ③ 市町村が実施する移住体験ツアー等での相談対応
- ④ 県外での定期相談会、セミナーへの参加
- ⑤ 富山県に移住を希望する方（移住希望者）の相談対応（現地案内、とやま移住応援団優待カードの発行事務を含む）
- ⑥ 移住された方への定期的サポート（近況や困ったことがないかヒアリング等）
- ⑦ 移住された方の情報収集及び移住者同士をつなぐネットワークづくり
- ⑧ 移住者へのアンケート調査の実施・集計・報告
- ⑨ とやま移住支援交通費・宿泊費助成金に関する事務
- ⑩ オンライン相談に関する事務
- ⑪ 移住者交流会の開催（年5回）

(3) 受入地域の支援

- ① 移住希望者を受け入れようとする地域の取組みに対する支援
- ② 移住者や移住希望者と地域とのネットワークづくりの支援
- ③ 地域と移住希望者とのマッチング支援

(4) 本県移住者のためのオンライン相談窓口の構築・運営

①対象者

- ア 本県への移住者とその家族
- イ これから本県に移住予定のある方とその家族

②オンライン相談窓口の構築・運営

- ア オンライン相談窓口を構築し、本県への移住者等が富山暮らしについて情報交換できる場を提供すること。
- イ 運営に必要な体制を確保し、オンライン相談窓口の運営、管理、参加者対応等を含めた業務を行うこと
- ウ 参加者には、県が実施する各種イベント等の周知を行うこと。

③広報・周知

- 効果的な周知方法等により、効果的に周知を行い、参加者拡大につなげること

(5) 関係機関との相談連携

- ① 富山くらし・しごと支援センターの各オフィスに常駐の県又は「くらしたい国、富山」推進本部が手配する移住相談員及び仕事相談員との情報共有、連絡調整、連携した事業の実施
- ② 国、市町村など公的団体との相談に関する連携
- ③ 不動産業界や就職支援団体、農林漁業就業支援団体との相談に関する連携
- ④ その他移住相談に対応するために必要な関係機関との連携

(6) その他

- 上記に付随するデータ集計・分析、「くらしたい国、富山」推進本部事務局への月次報告、経理業務等

第4 委託業務の実施期間

契約日から令和9年3月31日

第5 その他

- 1 この仕様書に定めのない事項については、受託企業（団体）等と「くらしたい国、富山」

推進本部が必要に応じて協議するものとする。

- 2 本業務に係る経費については、国の「地域未来交付金(地域未来推進型)」を充当し、会計検査の対象となることから、他業務と清算を別にするほか、当該委託事業が完了した日の属する「くらしたい国、富山」推進本部の会計年度終了後、5年間保管すること。
- 3 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- 4 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 5 事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、「くらしたい国、富山」推進本部に帰属するものとする。
- 6 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。